

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	「新名神高速道路 大石龍門工事」施工現場における品質管理の高度化等を図る技術の試行業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 東川 直正 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館
契約締結日	令和 3年11月12日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社大林組 東京都港区港南2丁目15-2
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥26,912,600-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥26,912,600-
随意契約によることとした理由	<p>1) 当該業務の目的 本業務は、公共土木工事において、様々な分野の知見を結集することで、デジタルデータをリアルタイムに取得し、そのデータを活用して土木工事における品質管理の高度化等を図る技術の研究開発を行うものである。</p> <p>2) 業務の内容 ①データ取得に関する試行 ②データ活用に関する試行 ③試行内容の広報 ④試行結果の取りまとめ</p> <p>3) 随意契約に付する理由 本委託研究は、国土交通省が「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」の対象技術の公募を行い、同大臣官房技術調査課に設置された学識経験者等からなる「ICT導入協議会」の下部組織である「データ活用による建設現場の生産性向上ワーキンググループ」において審査された結果、対象技術として選定されたものである。なお、審査基準、選定結果等については、国土交通省大臣官房技術調査課のホームページ等において詳細に公表されている。</p> <p>以上のことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するので、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記相手方と随意契約を行うものである。</p>
備考	